

鳥取県告示第503号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	居宅支援事業所に しまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目 108	居宅介護、重度訪問介護	平成24年7月 2日